

意見書案第 5 号

生活保護制度の母子加算復活を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 21 年 6 月 22 日

川崎市議会議長 潮 田 智 信 様

提出者 川崎市議会議員 飯 塚 正 良

〃 竹 間 幸 一

〃 佐々木 由美子

〃 猪 股 美 恵

生活保護制度の母子加算復活を求める意見書

生活困窮と生活格差の広がりがより深刻さを増している中で、国民の生存権保障の柱である生活保護制度の充実が求められている。しかし、国においては、一般の母子家庭の所得が生活保護基準よりも低額であるなどとして、本年４月から一人親を対象にした母子加算を廃止したところである。この結果、約１０万世帯にも及ぶ母子家庭が大きな打撃を受けている。

母子加算を廃止する上で問題であることは、一般の母子家庭の所得が生活保護基準よりも低額であるとする根拠となるサンプルが、報道によると全国で約１００万世帯の母子家庭のうちわずか３２世帯に過ぎない上、廃止の理由が、生活保護基準にも満たない生活を強いられている母子家庭の生活実態を是認した議論だということである。

母子加算の廃止により、母子家庭の生活は一層困難を強いられている。

生活保護行政が、弱い立場に立たされた国民の生活を真に保障する制度として機能することが今程求められている時はない。とりわけ、これ以上生活を切り詰めることができない母子家庭にとって、母子加算は命綱とも言うべきものである。

よって、国におかれては、母子加算の復活について早急に措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

厚生労働大臣